

平成24年2月9日

杉並区議会議長
藤本 なおや 様

議会改革特別委員会委員長
河津 利恵子

議会改革特別委員会活動経過報告書

議会改革特別委員会の活動経過について、下記のとおり報告します。

記

1 活動年月日

- (1) 平成23年12月8日 議会改革に関する調査・検討
- (2) 平成24年 2月3日 議会改革に関する調査・検討

2 活動経過

- (1) 12月8日

以下のとおり3件の調査・検討をした。

① 調査・検討すべき事項について

「傍聴者への対応」では、傍聴者の拍手について検討したが賛否両論あることから、所管事項が重なる議会運営委員会での取扱いの検討を依頼することとし、同委員会委員長あてに依頼文を送付することとした。

「請願・陳情審査」では、議会（委員会）の審査になじまない陳情が提出された場合、委員会に付託しても審議未了となってしまうため、委員会付託のあり方について検討した。

付託の権限は議長にあるが、議会運営委員会等で諮ることで付託をせず、その旨を陳情者に伝える方がより民主的ではないかとの意見と今までどおり委員会に付託する方がより多くの人間が関わってよいとの意見があり、引き続き検討することとした。

② (仮称) 議決条例について

区側の進行具合を見定めながら議決すべき事項とするかを検討していた総合計画については、平成23年11月24日に開催された全員協議会（杉並区総合計画案・杉並区実行計画案について）での協議を踏まえ

た上で、各委員から意見を聴取した。

その結果、賛否両論あり、結論に至らなかったため、平成24年第1回区議会定例会での条例案の提出はしないこととした。

③ 議会基本条例の進め方について

「住民との関係」及び「行政との関係」に関する規定について、意見を聴取した。

「住民との関係」については、委員会等で傍聴者の意見を聞く機会を設けるべきかについて意見が、また、「行政との関係」については、本会議での一問一答方式の導入、諮問機関・審議会への委員就任の廃止、区長等の反問権、議会の文書質問、区長の政策等形成過程の説明責任等について意見が出され、いずれも引き続き検討していくこととした。

(2) 2月3日

以下のとおり2件の調査・検討をした。

① 調査・検討すべき事項について

前回に引き続き、議会（委員会）の審査になじまない陳情が提出された場合の委員会付託のあり方について議論した。

前回同様、議会運営委員会等に議長が諮り、付託すべきかを決定してもよいのではないかとの意見と今までどおりでよいとの意見があることから、所管事項が重なる議会運営委員会で、その取扱いの検討を依頼することとした。

② 議会基本条例の進め方について

「行政との関係」及び「議会の機能強化」に関する規定について意見を聴取した。

「行政との関係」では、答弁書の事前提出、諮問機関・審議会への委員就任の廃止、反問権等について意見が出され、引き続き検討することとした。

「議会の機能強化」では、議員間の自由討議、政策検討会の設置、調査機関・付属機関の設置、議員研修の充実強化、委員長職務の明確化、委員会による出前講座等について意見が出され、引き続き検討することとした。

また、議会改革推進、他自治体議会との交流・連携の推進、議会広報の充実、委員外議員の制限規定撤廃、議会予算については、既に当区議会では実施していることで委員の認識は概ね一致しており、条文化すべきかを引き続き検討することとした。

以上